

NO.203



発行責任者 堤 克一路
印刷 山陽印刷(株)



(公社)神奈川労務安全衛生協会
横浜南支部
〒231-0011
横浜市中区太田町1-20
三和ビル4F
TEL 045(651)4701
FAX 045(651)0862



2018
謹賀新年



(公社)神奈川労務安全衛生協会
横浜南支部

支部長 堤 克一路

新春を迎え、労務安全衛生協会横浜南支部の皆様にご挨拶申し上げます。旧年中は支部の諸活動に多大なるご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。新年に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

国内経済を見てみると、直近では、旺盛な設備投資と在庫投資により、前期比0.6%増とGDPが7四半期連続で改善が認められている一方、GDPの半分以上を占める個人消費は以前と変わっておらず、依然厳しい日本の経済状況です。

その一方で、現在取り進めている「第12次労働災害防止推進計画」は、5ヵ年計画で本年最終年となりますが、神奈川県全体での目標達成は厳しい状況です。本年4月から、第13次の計画が始まります。「安全は凡てに優先します」。新年度から心機一転、労災ゼロの目標達成に向けて会員事業場の皆様と一体になって、安全諸活動を積極的に展開していきます。ご協力よろしくお願い致します。

最後に、横浜南労働基準監督署をはじめとする行政官庁各位の変わらぬご指導、ご鞭撻をお願いするとともに、会員事業場の益々のご発展と皆様のご健勝を祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。



横浜南労働基準監督署

署長 岡部 昌訓

新年あけましておめでとうございます。

(公社)神奈川労務安全衛生協会横浜南支部の皆様方には、旧年中、大変お世話になりました。特に、安全週間及び衛生週間における横浜南地区促進大会の開催、各種研修会等の実りある行事を活発に開催して頂きましたことに厚く感謝申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願い致します。

昨年は、世界に目を向けると、トランプ米国大統領の動向や北朝鮮の脅威が特に注目されました。国内では、大企業による粉飾や製品データの偽装改ざん事件、森友学園・加計学園問題、豊洲問題、大相撲の横綱による暴行事件が印象に残りました。

本年の労務面での動きとして、4月1日から無期転換の申込みが本格化します。無期転換の対象となる有期契約労働者を雇用する企業は、対応が急がれます。高度な専門的知識等を有する有期雇用労働者及び定年後再雇用者の場合は、労働局長の認定を受けることで、一定の期間については、無期転換申込権が発生しないとする特例があります。また、就業規則で「期間の定めのない者に適用される」という定めがあれば、それが適用されても会社として適切なのか就業規則の確認・検討する必要があります。無期転換ルールの策定等などの対応の準備をお願いします。

また、本年は、10月17日(水)から19日(金)に、横浜アリーナ、パシフィコ横浜等で全国産業安全衛生大会が開かれる予定となっております。

最後になりますが、支部会員のご清栄とゼロ災害の達成及び全国産業安全衛生大会が盛大に開催されますことを心から祈念申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。

平成29年度「神奈川労務安全衛生大会」



平成29年度「神奈川労務安全衛生大会」が10月19日、川崎市教育文化会館において公益社団法人神奈川労務安全衛生協会主催により開催され約430名の参加を得て盛大な催しとなりました。

第一部の大会は、はじめに全国の労働災害で亡くなられた方に哀悼の意を表して全員で黙とうを捧げたあと、主催者会長である村田利彦会長（細

谷享市副会長代読）が挨拶を述べられました。ご来賓の方々を代表して神奈川労働局長 姉崎猛様、神奈川県知事 黒岩祐治様（神奈川県産業労働局労働部長 吉川和宏様代読）、福田紀彦川崎市長（川崎市副市長 菊地義雄様代読）、中央労働災害防止協会理事長 八牧暢行様より祝辞をいただきました。

引き続き行われました表彰式では、労務・安全・衛生分野の向上に貢献、功績のあった63名の方々に労務安全衛生功労賞が授与されました。次に、当協会12支部の平成28年度安全成績、活動状況に対して支部別安全競争表彰が行われ、好成績を収めた川崎北支部が優勝し、準優勝 藤沢支部、努力賞 相模原支部、向上賞 川崎南支部がそれぞれ受賞しました。続いて、心とからだの健康づくりの推進に功績のあった事業所に対して、中央労働災害防止協会より贈られる全国THP推進協議会表彰の伝達では、白石慶子氏（株日本製鋼所）が功労賞を受賞しました。

最後に、下村啓川崎南支部長による働くすべての人々が安心して健康に働くことができる社会の実現を目指す旨の大会宣言が行われ、出席者の大きな拍手をもって確認・採択され、埴弘司神奈川労務安全衛生協会副会長の閉会挨拶で第一部は終了しました。

第二部の特別講演では、順天堂大学医学部特任教授 奥村康氏による「免疫と長生き～不良長寿のすすめ～」と題して、ご講演いただきました。



労務部会

労務管理研修会

今年度の労務管理研修会は、あおい社会保険労務士法人の平山久美子氏を講師として、タイムリーなテーマである無期転換のセミナーとして開催されました。

今回、定員を大幅に上回る申込みがあり、来年4月から実施される無期転換ルールについて各企業の人事・労務担当者の関心の高さが分かりました。

内容としましては、第一部で労働契約などの労働関係法令の説明及び確認、第二部で無期転換ルールの内容と各社の取組み

開催日：平成29年10月3日(火)
場 所：万国橋会議センター

参加者：40名

事例の紹介をしていただきました。

講師 平山先生は社会保険労務士として豊富な経験から非常にわかりやすいお話をしていただき、終了後も活発な質疑応答がされるなど、大変盛況のうちに終了となりました。



労働衛生部会

粉じん作業特別教育

粉じん作業特別教育を平成29年10月6日に万国橋会議センターにおいて開催いたしました。

講師は昨年に続き、粉じん作業インストラクターの山科康之氏にお越しいただき午前から午後に亘り、「粉じんによる疾病と健康管理」、「粉じんの飛散防止方法と作業場の換気方法」を学び、午後は「作業場の管理方法」、「呼吸保護具の使用方法」と関係法令を具体例を交えて解説していただきました。

開催日：平成29年10月6日(金)
場 所：万国橋会議センター

参加者：20名

興研株式会社の吉津隆光氏から「防塵マスクの使用法と注意点」のお話をいただき、併せてマスクのフィッティングテストの実演が参考になりました。



安全部会

リスクアセスメント実務担当者講習会

平成18年4月の労働安全衛生法改正により、事業者は労働者の就業に係る全ての「危険性又は有害性」についてリスクアセスメントを実施し、その結果に基づいてリスク低減措置を講ずることが事業者の努力義務とされております。安全部会では、既に第一線で活躍されている安全管理の実務担当者を対象として、「リスクアセスメント実務担当者講習会」を開催致しました。講習会では講師として、経営教育コンサルタントの辻勝也先生のご指導のもと、午前中はリスクアセスメントの解説（法改正の背景、危険性又は有害性の調査及びその結果に基づき講ずる措置等）、午後からはKYT 4R法を応用した実践的テーマをグループ毎に検討・討議し、その結果を

開催日：平成29年10月24日(火)
場 所：万国橋会議センター

参加者：13名

発表する演習方式にて講義して頂きました。本年は、「第12次労働災害防止計画」の最終年にあたり、かねてから労働基準監督署の「危険体感型安全教育」と並び抑止防止策の一環と捉えており、成果が期待されております。

今回受講された方々が、この受講経験を各職場に持ち帰り、ゼロ災職場の実現に向け、職場の中心となって活躍されることを期待致します。



運営部会

優良事業所見学会

11月2日(木)毎年実施している優良事業所見学会に27名の方が参加されました。

今回は、JFEエンジニアリング鶴見製作所、キリンビール横浜工場の2カ所を見学させていただきました。

JFEエンジニアリングでは、重工業メーカーという大型機械製造工場でありながら、しっかりと整理整頓された工場内や徹底された安全管理状況を見ることができ、大いに参考となりました。また、キリンビール横浜工場では飲料メーカーとしての品質へのこだわりを改めて感じさせていただくとともに、最後には皆様お楽しみであった試飲で、その品質の良さを改めて感じさせていただく機会となりました。参加

開催日：平成29年11月2日(木)

参加者：27名

場 所：JFEエンジニアリング鶴見製作所、キリンビール横浜工場

された皆様にはご多忙のところ、誠にありがとうございました。



安全部会

第2回KYTリーダー養成講習会

開催日：平成29年11月16日(木)

参加者：13名

場 所：万国橋会議センター

本講習会はKYTリーダー養成を目的としたもので、6月の第1回講習会で好評のKYTトレーナーの大崎氏に講師をお願いし、開催致しました。

労働災害を減らす重点対策について、災害を減らす手法としてのKYTは大きな効果が期待され、高い評価を得ております。また、リスクアセスメント業務にも有効に影響していく手法でもあります。

講習内容は、受講者を6～7名のグループに分け「グループ内での自己紹介、役割分担決定」から始まり、「KYT基礎4R」や活用技法についてのビデオ講義やそれぞれの課題をグループ全員で演習し結果を発表する形式で行われました。

受講者は積極的にグループ作業を実践し、当初は

遠慮がちに進めていた討議もメンバーとのコミュニケーションを大切にしながら、KYT活動についての理解を深め、中盤からは活発な意見も飛び交い、具体的な実践の手法を習得していました。

又、講習の中で各グループ内の全員が自分の職場の安全に関する取組み内容や課題について話し、メンバー間で意見交換できたこともあり、参加者からもこの時間はとても有効的で良かったと高評価を頂いております。

当講習会を受講された方々が、この受講経験を各職場に水平展開し、KYTリーダーとなって各事業所の活動を牽引される事を期待しております。



労働衛生部会

有機溶剤業務従事者教育

開催日：平成29年12月1日(金)
場 所：万国橋会議センター

参加者：7名

12月1日(金)万国橋会議センターに於いて、「有機溶剤業務従事者教育」を開催いたしました。講師は、有機溶剤業務インストラクターの山科 泰之氏にお願いしまして、7名の参加を頂きました。

有機溶剤業務では、有機溶剤を使って作業する場合、その種類（第一種・第二種・第三種）に応じて事業主が有機溶剤作業主任者を選任し業務上の疾病等を防止することが労働安全衛生法で要求されています。

また、作業主任者だけでなく実際に業務に携わる従事者にもその危険性や有害性の安全衛生教育をすることが望ましいとされており、当協会では特別教育に準ずるこの有機溶剤業務従事者教育を年1回実施しています。

毎年、数多くの参加者が受講されていますが、近年のM&A等により従来参加されていた企業様の方針の多様性からか今年は若干少ない様相でした。

有機溶剤は、業務ではもちろんですが、比較的個人の趣味でも多用されており安易に取り扱くと中毒や疾病に成りうる

リスクのある揮発性の液体です。

子供のころに良く作っていたプラモデルには欠かせない物で、締め切った室内で臭いと思いつつも一心に夢中になっていたものです。

無知と言ってしまうかもしれませんが、これが企業では通用しません。

局所排気や防毒マスクなど業務上疾病に成らない様に十分に注意し、従事者にも知識を植え付けることが肝要です。

有機溶剤中毒は一度疾病に掛かると、不可逆性疾病と言われる元に戻らない病気で一生苦しみながら生活しなくてはなりません。

このような疾病が起きると、安全配慮義務が事業主へ必ず問われる時代でもあります。

是非、この教育を通して安全衛生に配慮された事業場の構築に寄与し自分自身の体の保護に努力されるよう活躍お願いいたします。



安全部会

安全管理者能力向上教育講習会

開催日：平成29年12月6日(水)
場 所：万国橋会議センター

参加者：7名

安全部会では厚生労働省より公示された「労働災害防止のための業務に従事する者の能力向上教育に関する指針」に基づき、各事業場で既に第一線で活躍されている安全管理者の方々の内、選任後5年以内の方、あるいは事業場において機械設備等に大幅な変更があった方等を対象とし、去る12月6日(水)に「安全管理者能力向上教育講習会」を万国橋会議センターにて開催しました。

講習会では午前中、横浜南労働基準監督署安全衛生課の担当官から「労働災害等の現状」「関係法令」、RST講

師の山科氏から「災害事例と防止対策等」、午後からは、経営教育コンサルタントの辻氏から「これからの安全管理」、「就業形態の変化に伴う問題とその対策等」、「最近における安全管理手法」の講義を、最後にRST講師の畑山氏から「教育及び指導の方法」について講義を頂き、各受講者は修了証の交付を受けました。受講された方々が、各事業所において、本講習会で学ばれたことを是非活かして頂き、労働災害のない活き活きとした明るい職場を築かれる事を期待致します。



監督署だより

平成29年業種別労働災害発生状況(29.11月末日)

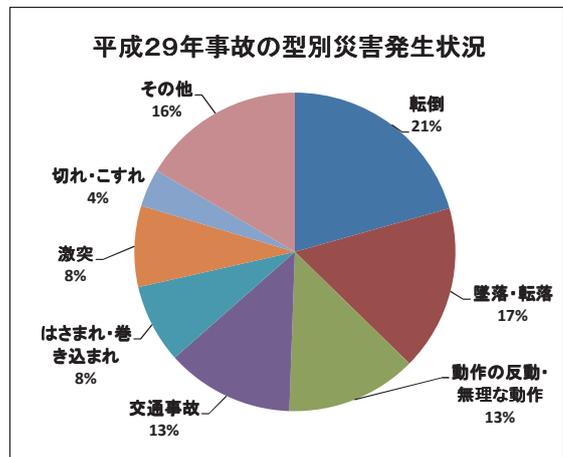
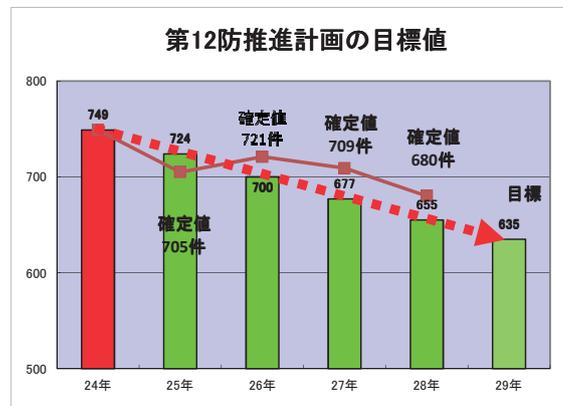
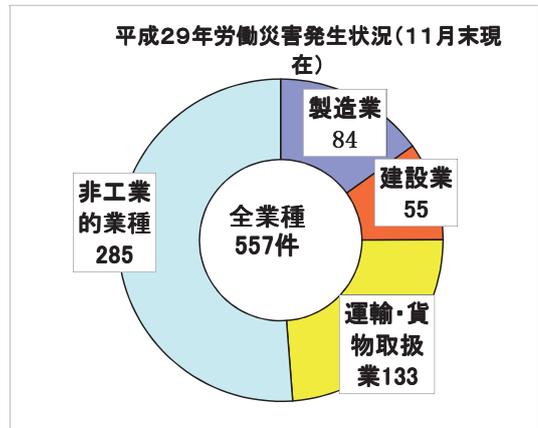
横浜南労働基準監督署

平成29年11月末現在の横浜南労働基準監督署管内における労働災害の発生件数は、休業4日以上の災害は557件（前年565件）で、前年に比べ件数にして8件（比率で-1.4%）の減少となりました。また、死亡災害は前年同期より増加。5件の発生があり、荷の取り扱い中に関連する災害が3件、トラックの荷台からの転落及び挟まれ災害が各一件です。

業種別にみると、建設業で10件減少（比率で-15.4%）、道路貨物運送業で9件減少（比率で-14.3%）、社会福祉施設で19件減少（比率で-33.9%）しました。一方、製造業で15件増加（比率で+21.7%）、陸上貨物取扱業で6件の増加（比率で+60.0%）、小売業で14件増加（比率で+23.3%）しました。

当署は、国の第12次労働災害防止計画（平成25～29年度）に基づき、平成24年に比し、平成29年の休業4日以上の労働災害発生件数を15%以上減少目標として、本年の単年目標を635件以下として各種施策を展開しております。また、死亡災害に関しては、「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請」を行っております。各事業場におかれましては、リスクアセスメントの実施及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入など自主的安全衛生管理活動を活性化をお願いします。

Table with columns: 業種区分, 平成29年11月末 (死亡者数, 死傷数), 前年同期 (死亡者数, 死傷数), 増減 (件数, 率%). Rows include categories like 製造業, 建設業, 運輸・貨物取扱業, 非工業的業種.



事業主・労働者の皆さまへ

サブロク
「36協定」を締結する際は、

労働者の過半数で組織する労働組合 その労働組合がない場合は 労働者の過半数を代表する者

との、書面による協定をしてください。

「時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）」締結の際は、その都度、当該事業場に①労働者の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合はその労働組合、②過半数組合がない場合は労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）と、書面による協定をしなければなりません。

また、①の過半数組合の要件を満たさない場合、②の過半数代表者の選出が適正に行われていない場合には、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ても無効になり、労働者に法定外の時間外・休日労働を行わせることはできません。本リーフレットを参考に適切に締結を行っていただくようお願いいたします。

※36協定の締結・届出に代えて、労働委員会（労働基準法第39条の4第1項に基づくもの。）又は労働時間設定改善委員会の決議・届出により、時間外・休日労働を行うことができます。

1 過半数組合がある場合 過半数組合の要件

■ 事業場で使用されているすべての労働者の過半数で組織する組合であること

- 正社員だけでなく、パートやアルバイトなどを含めた事業場のすべての労働者の過半数で組織する労働組合でなければなりません。

36協定の締結時に、改めて、事業場の労働者数及び労働組合員数を確認し、過半数組合となっているかを必ずチェックしてください。

労働組合に確認しましょう！

CHECK

労働組合員数 $\frac{\quad}{\quad}$ > 50%
すべての労働者
(パートなども含む)

2 過半数組合がない場合

過半数代表者の要件と選出のための正しい手続

■ 労働者の過半数を代表していること

- 正社員だけでなく、パートやアルバイトなど事業場のすべての労働者の過半数を代表している必要があります。

■ 36協定を締結するための過半数代表者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手などにより選出すること

- 選出に当たっては、正社員だけでなく、パートやアルバイトなどを含めたすべての労働者が手続に参加できるようにする必要があります。
- 選出手続は、労働者の過半数がその人の選出を支持していることが明確になる民主的な手続（投票、挙手、労働者による話し合い、持ち回り決議）がとられている必要があります。
- 使用者が指名した場合や社員親睦会の幹事などを自動的に選任した場合には、その人は36協定を締結するために選出されたわけではありませんので、36協定は無効です。



■ 労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者でないこと

- 管理監督者とは、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある人を指します。

36協定の締結に当たり、労働者側の当事者となる過半数代表者については、過半数代表者本人に聞くなどにより、次の3事項を必ず確認してください。

CHECK

- ①労働者の過半数を代表していること
- ②その選出に当たっては、すべての労働者が参加した民主的な手続がとられていること
- ③管理監督者に該当しないこと

労働基準監督署に届けた36協定は労働者に周知しなければなりません。
⇒周知しなかった場合、労働基準法第106条違反です（30万円以下の罰金）。

- ・ 常時各作業場の見やすい場所に掲示・備え付ける
 - ・ 書面を労働者に交付する
 - ・ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- (周知の具体例)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

事務局だより

新入会事業所のご紹介

平成29年10月以降に入会頂きました事業所をご紹介します。今後とも皆様のご協力よろしくお願い致します。

- ・金港交通株式会社 205名
- 横浜市磯子区上町11番3号

新規会員の募集

(公社)神奈川労務安全衛生協会横浜南支部では、地域内(中区、南区、港南区、磯子区、金沢区)事業所の皆様に対して、加入の促進活動を推進しております。

近隣やお知り合いの事業所等でまだ未加入の事業所様がありましたら、南支部事務局まで、ご紹介ください。



第77回 全国産業安全衛生大会 in 横浜

中災防主催の全国産業安全衛生大会、毎年1回全国各地の主要都市を会場にして事業場等における労働安全衛生についての研究(事例)発表を行っています。

平成30年は25年ぶりに横浜開催となり下記日程で開催されます。

地元開催ということで、当協会も全面的なバックアップを行い、会員企業様方にもご協力頂きながら成功に導けるよう努力いたしますので、ご支援並びに参加にもご協力宜しくお願いいたします。

大会テーマ「安全・健康の決意新たにトップの率先 現場の改善」

総合集会：10月17日(水)横浜アリーナ

分科会：10月18日(木)19日(金)パシフィコ横浜、大さん橋ホール、はまぎんホール他

参加費：12,900円(税込)

同時開催 緑十字展2018 会場：パシフィコ横浜

横浜南支部行事予定(1月~2月分)

行事内容	会場	実施日
新年安全衛生祈願・賀詞交換会	伊勢山皇大神宮・ブリーズベイ	1月10日
安全衛生推進者養成講習会	万国橋会議センター	1月23日・24日
産業保健・健康管理研究会	協会本部	2月2日
職長教育講習	万国橋会議センター	2月14日・15日
経営首脳者・管理者セミナー	ワークピア横浜	2月21日

第13次労働災害防止計画(案)

12月7日 労働政策審議会安全衛生分科会が開催され、第13次労働災害防止計画(案)が公表されました。

1958年に第1次の計画が策定され、その後社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化に対応しながら12次にわたり策定されてきました。

安全衛生の水準は大幅に改善してはいますが高いとはいえ、第三次産業への雇用者数の急速な移動や労働人口の高齢化もありこれまでとは異なった切り口や視点での対策が求められています。

労働災害を少しでも減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け2018年度を初年度として、5年間にわたり国、事業者、労働者等の関係が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「第13次労働災害防止計画」が策定されます。

計画の目標

①死亡災害については、2017年と比較して2022年までに15%以上の減少。

②死傷災害(休業4日以上)2017年と比較して2022年までに5%以上の減少。

その他重点業種や重点業種以外の目標等は其々の目標値が設定されています。

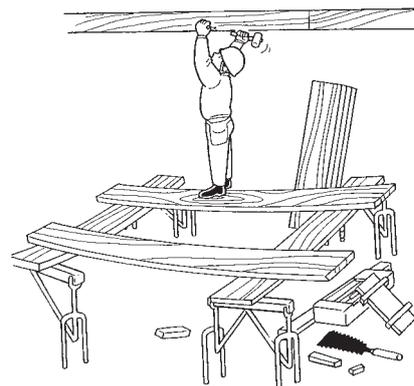
“働く方々の一人ひとりがかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者もたさない”という基本理念の下、この13次防へのご協力をお願いいたします。

クイズ どんな危険？

-- 仮設足場上で天井板張り --

状況：

あなたは、仮設足場の上で天井の板張りをしている。



(中央労働災害防止協会「短時間KYTイラスト・シート集」より)(KYT-35)

1. 足場板の真ん中を踏んで、足場板が曲がる。
2. 足場板が体重でずれ、馬から外れ転落する。
3. 天井を見ようとして、この足場板の上を歩くと、足場板から床に飛び降りたり、床の木のクセを踏んで足をひねる。
4. 足場板から床に飛び降りたり、床の木のクセを踏んで足をひねる。
5. 足場板の上を歩くと、足場板が曲がる。
6. 足場板の上を歩くと、足場板が曲がる。

編集後記

私たちを取り巻く情勢は、国の内外ともに混乱が続いている。そんな中で平成30年の新年を迎えた。まずはめでたいなであろう。心配していた平成30年は12月まで大丈夫。新春、迎春、頌春はいずれも新年の挨拶文に欠かせない言葉。やはり、春には新年の期待が込められているようだ。春は張るに通じるらしい。また学校ではスプリングハズカムで春が来たと言った。スプリングはバネだ。洋の東西は問わず、春は張りきる、飛躍すると言った希望があふれる季節ではないだろうか。正月三が日も過ぎ、おとそ気分からそろそろ現実に戻るころではないか。皆さんそれぞれこの一年の計画を立てられると思う。計画倒れにならないように注意が必要だ。かく言う私の計画は毎年未達成のまま継続中、三日坊主もびっくりしている。何はともかく目出たい春である。寒さはこれからが本番。健康にはくれぐれもご留意を。(HY)